



厚生労働省北海道労働局発表
平成28年11月29日

担
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

<電 話>011-709-2311

(内線 3541)

報道関係者 各位

85.8%の自動車運転者を使用する事業場で法令違反

～平成27年の自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導状況～

たなか としあき

北海道労働局（局長 田中 敏章）では、この度、管下17の労働基準監督署・支署が、トラック、バス及びタクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った平成27年の監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

1 監督指導を行った事業場は162事業場で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたのは139事業場（85.8%）となっています（表1参照）。

また、改善基準告示※違反が認められたのは、97事業場（59.9%）となっています（表2参照）。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示7号）

2 主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に①労働時間（63.6%）②割増賃金（24.7%）③休日（8.0%）となっています（表1参照）。

3 主な改善基準告示違反事項は、多い順に①最大拘束時間（42.6%）②総拘束時間（40.7%）③休息期間（30.9%）となっています（表2参照）。

（「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間を合計した時間。「最大拘束時間」は1日における拘束時間、「総拘束時間」は一定期間（トラック・タクシーは1か月間、バスは4週間）における拘束時間をいう。また、「休息期間」とは勤務と次の勤務の間の時間をいう。）

4 北海道労働局における今後の取組について

自動車運転者は長時間労働の実態にあります。北海道労働局では、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場については監督指導を行うなど、引き続き自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

表1：業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項件数

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		126	109 (86.5%)	86 (68.3%)	32 (25.4%)	11 (8.7%)
バス		11	9 (81.8%)	5 (45.5%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)
ハイヤー・ タクシー		25	21 (84.0%)	12 (48.0%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)
合計		162	139 (85.8%)	103 (63.6%)	40 (24.7%)	13 (8.0%)

※表中の（ ）内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の違反がある場合がある。

表2：業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示に関する違反事業場数、主な違反事項件数

業種	事項	監督 実施 事業 場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項					
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息 期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日 労働
トラック		126	85 (67.5%)	57 (45.2%)	59 (46.8%)	45 (35.7%)	24 (19.0%)	42 (33.3%)	12 (9.5%)
バス		11	5 (45.5%)	4 (36.4%)	5 (45.5%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)
ハイヤー・ タクシー		25	7 (28.0%)	5 (20.0%)	5 (20.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		162	97 (59.9%)	66 (40.7%)	69 (42.6%)	50 (30.9%)	25 (15.4%)	43 (26.5%)	15 (9.3%)

※表中の（ ）内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の違反がある場合がある。

表3：平成25年から平成27年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数

業種・事項		年		
		平成25年	平成26年	平成27年
トラック	監督実施事業場数	175	147	126
	労働基準関係法令違反事業場数	149 (85.1%)	126 (85.7%)	109 (86.5%)
	改善基準告示違反事業場数	123 (70.3%)	109 (74.1%)	85 (67.5%)
バス	監督実施事業場数	24	18	11
	労働基準関係法令違反事業場数	19 (79.2%)	13 (72.2%)	9 (81.8%)
	改善基準告示違反事業場数	7 (29.2%)	10 (55.6%)	5 (45.5%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	46	27	25
	労働基準関係法令違反事業場数	39 (84.8%)	26 (96.3%)	21 (84.0%)
	改善基準告示違反事業場数	19 (41.3%)	9 (33.3%)	7 (28.0%)
合計	監督実施事業場数	245	192	162
	労働基準関係法令違反事業場数	207 (84.5%)	165 (85.9%)	139 (85.8%)
	改善基準告示違反事業場数	149 (60.8%)	128 (66.7%)	97 (59.9%)

※表中の（ ）内は違反率。1事業場で労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

監督指導を実施した事業場における労働時間の削減に関する取組事例

自動車運転者の長時間労働の削減のため、事業主が荷主と交渉を行った結果、労働時間の削減につながった事例 【トラック】

【事業場の状況】

自動車運転者について、36 協定の協定時間を超える時間外労働が認められ、改善基準告示に関しても1か月の総拘束時間が360 時間を超え、休息期間が8時間未満となっている者が認められる状況であった。

【事業場における取組】

事業主も問題意識を持っており、荷主との交渉を行い、輸送量などの調整を行った結果、自動車運転者の労働時間の削減を図ることができた。これにより、1か月の総拘束時間も改善基準告示に定める時間内に収めることができた。

※改善基準告示に定める1か月の総拘束時間は原則293 時間を超えないこととされている。

勤務シフトの見直しを行い、労働時間の削減、休日の確保を行った事例 【トラック】

【事業場の状況】

自動車運転者の中に1か月の総拘束時間が300 時間を超える者、4週間を通じて休日がない者が認められる状況であった。

【事業場における取組】

パソコンによる運行管理のソフトを導入し、運行状況の現状把握を行った。その上で運行状況に合わせて勤務シフトを細かく調整し、それまで同一の運転者が1運行を終えた後に再度運行を行うことがあったが、別の運転者を充てることできるようになるなど、労働時間の削減、休日の確保が可能になった。

時間外労働の削減の取組を行うため、労働者への呼びかけを行うなど労使
一体で取組を進めている事例（タクシー）

【事業場の状況】

時間外労働が 36 協定の協定時間を超え、1 か月 60 時間以上となっている自動車運転者が認められたほか、所定の休憩時間が取得できていない自動車運転者も複数認められていた。

【事業場における取組】

事業主は、時間外労働の削減を行うにあたり労働時間の把握が不十分であったため、労働時間の把握及び管理の強化を図った。また、労働者に対しても 36 協定に基づく時間外労働の実施、所定休憩時間の確実な取得について会社として適正に取り組んでいくこと、また、労使で取り組んでいくことが重要である旨を事業主が表明し、労使による取組を進めることとした。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

○ 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)】

総拘束時間

トラック…………… 原則 1か月 293時間
バ ス…………… 原則 4週間平均で1週間 65時間
タクシー…………… 原則 1か月 299時間

最大拘束時間

トラック、バス、タクシー: 原則 1日 16時間
(ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)

○ 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】

トラック、バス、タクシー: 原則 継続8時間以上

○ 最大運転時間

トラック: 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間
バ ス: 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間

○ 連続運転時間

トラック、バス: 4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)

○ 休日労働

トラック、タクシー…………… 2週間に1回以内、
かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
バ ス…………… 2週間に1回以内、
かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。